

日本ペンマンシップ協会規約

1. 本会は日本ペンマンシップ協会（The Japan Penmanship Association）と称する。
2. 本会はペンマンおよびペンマンシップ愛好者をもって組織する。
3. 本会は会員相互の親睦とペンマンシップ技術の向上ならびに普及発展をはかることを目的とする。
4. 本会は本部に事務局を置く。
5. 本会の事業年度および会計年度は8月1日より7月31日までとする。
6. 本会はその目的達成のため次の事業をおこなう。
 - (1) 会誌「洋書道」の発行
 - (2) ペンマンシップに関する資料の収集
 - (3) 例会ならびに懇親会の開催
 - (4) ペンマンシップに関するイベント企画
 - (5) その他必要と思われる事業
7. 本会は経常的会務処理のため事務局を置く。事務局所在地は総務部担当理事の現住所とする。
8. 事務局は総務部、編集部、会計部および資料保管部よりなり、経常業務を次のとおり分担する。

総務部 — 総務全般

編集部 — 会誌「洋書道」および各種資料の編集、印刷、発行およびこれに関連する事務

会計部 — 収支ならびに予算、決算に関する会計事務

資料保管部 — ペンマンシップに関する資料および物品の保管管理

海外関連については担当理事を置かず、窓口、会計部、編集部で事務を分担する。
9. 本会の会員となるには、入会申込書に必要事項を記入し、当年度分会費を添え、総務部へ随時申し込みするものとする。また、外国人の場合も同様の手続きとする。会費は1年度分5,000円とする。但し、未成年・学生は半額の2,500円とする。会費の支払期限は新年度分を8月中に、会計部指定金融機関口座振込または現金にて支払うものとする。
10. 会員は次のとおり本会の行う事業に参加することができる。
 - (1) 総会に出席し、議案の提出および議決に参加する。
 - (2) 本会が開催する例会、懇親会に参加する。
 - (3) 会誌「洋書道」配布を受ける。
11. 会員が退会を望むときは、文書をもって総務部に申し出るものとする。但し、既納の会費は返却しない。年会費未納者も総会での承認をもって退会とみなす。
12. 会員が本会の名誉を傷つけ、または本会の運営を妨げた場合は、理事会の決定により会長はこれを除名することができる。
13. 会員が死亡したときは、死亡日をもって退会したものとみなされる。

14. 本会に会長1名、副会長、常任理事、監事および理事各若干名を置く。また名誉会長および、特別顧問を置くことがある。
- (1) 会長は理事の互選によりこれを定めるものとし、会務を統括し本会を代表する。
 - (2) 副会長は理事の中より、会長の指名によりこれを定める。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
 - (3) 名誉会長は本会に対して功績顕著なる会員の中より、理事会の推薦により決定されるものとし、会務に関し理事会の諮問に応ずる。
 - (4) 理事は会員中、総会の委嘱を受けた者がこれに任じ、随時会長の招集により、理事会を開いて会務を処理する。
 - (5) 常任理事は理事中、総会の委嘱を受けた者がこれに任じ、事務局各部を担当する。
 - (6) 本会の目的遂行に功労のあった会員は、理事会の推薦を経て、総会において名誉会員に推挙する。名誉会員は、終身、会費を免除される。
15. 会長、副会長および理事の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。
16. 本会運営のため、年1回以上総会を開催し、会員は次の事項について報告を受け、提出された議案について話し合いの上、承認または決定する。
- (1) 報告事項 — 常任理事はそれぞれ前年度所管事項について報告する。
 - (2) 決議事項 — (イ) 理事および常任理事の委嘱
 - (ロ) 事業計画ならびに予算
 - (ハ) 規約の改定(ニ) 提出された議案
 - (ホ) その他必要な事項
17. 本会の維持費および臨時費は会員より収納した会費のほか、寄付金および雑収入をもって支弁する。
18. 本規約に規定なき事項は、理事会の決議により適宜これを処理し、次期総会において担当の常任理事より事後報告をおこなうものとする。
19. 会員の個人情報については、理事会内でのみ名簿を管理し責任を負う。名簿に掲載された情報は入退会、会報発送、本会イベントの告知、臨時総会議案、会費納入、添削指導のためにのみ使用するものとする。
20. 本会公式ホームページ掲載内容物の著作権については理事会で管理をし、外部への無断掲載を固く禁じる。また、掲載内容の変更、更新については理事会内で常に共有する。